

# 行政監査結果報告

## 「財政援助団体監査」

平成 29 年 11 月

多治見市監査委員

多 監 第 67 号  
平成 29 年 11 月 21 日

多 治 見 市 長 古川 雅典 様  
多治見市議会議長 加納 洋一 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 石 田 浩 司

平成 29 年度財政援助団体監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査を次のとおり  
執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

**1 監査のテーマ** 財政援助団体に平成 28 年度中に交付した補助金

**2 監査の目的** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定による「公益上必要がある場合」の確認及び手続等が適確に行われているか。

**3 監査日時** 平成 29 年 11 月 7 日(火)午前 9 時 00 分から午後 2 時 10 分まで  
多治見市役所本庁舎 4 階会議室

**4 監査対象** 経済部産業観光課、同農林担当、福祉部福祉課、環境文化部文化スポーツ課

## **5 監査の概要**

### **(1) 全体事項**

多治見市が公益のために拠出する補助金は、2の法のほか「多治見市補助金等交付要綱」(平成8年告示第29号)を定め、申請や実績報告、交付対象者を明確にしている。

多治見市が平成28年度中に財政援助団体へ交付した補助金は、決算額824,192千円に上る。

多治見市監査委員は、この中から特に団体に交付した補助金を9点抽出し、次の着眼点を以って監査を執行した。

ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

カ 交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ク 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符号するか。

ケ 補助金交付申請、請求手続は適時に行われているか。

コ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。また、補助金が補助対象経費以外に充当されていないか。

サ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の整備、保存は適切か。

シ 精算報告は適正に行われているか。

なお、監査執行に先立ち、事前に関係書類の有無や内容の確認を行い、監査執行当日は担当者のほか、所管部課長の出席を求めた。

監査を行った補助金の内容は、次のとおりである。

| 担 当 課       | 補助金名                          | 交 付 先            | 28 年度決算額    |
|-------------|-------------------------------|------------------|-------------|
| 産業観光課       | 陶器まつり補助金                      | 多治見陶器まつり実行委員会    | 2,025,000 円 |
|             | たじみ茶碗まつり補助金                   | 多治見美濃焼卸センター協同組合  | 810,000 円   |
|             | 花火大会補助金                       | 多治見市制記念花火大会実行委員会 | 5,990,000 円 |
|             | 多治見まつり補助金                     | 多治見まつり実行委員会      | 1,890,000 円 |
|             | 中心市街地活性化事業補助金                 | 多治見まちづくり株式会社     | 4,200,000 円 |
|             | 園芸・畜産技術研修事業補助金                | 多治見市園芸畜産振興会      | 200,000 円   |
|             | 農業祭補助金                        | 多治見市農業祭実行委員会     | 1,100,000 円 |
| 福祉課         | 福祉まつり事業補助金                    | (社福) 多治見市社会福祉協議会 | 2,000,000 円 |
| 文化<br>スポーツ課 | 体育協会選手育成強化事業補助金 (競技スポーツ普及活動費) | 多治見市体育協会         | 7,000,000 円 |

## 6 監査の結果

今回実施した 9 補助金に対する監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効果的で効率的かつ公正な補助金運営が確保されていると認めた。

緊縮財政の折、今後も補助金のほか、交付金や負担金についても、その意義と必要性を検討され、適正な支出に努められたい。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については次のとおりである。

### (1) 陶器まつり補助金(経済部産業観光課)

本補助金は、毎年 4 月上旬の 2 日間、本町オリベストリート周辺を中心に行うイベントに対するものである。

交付を受ける団体は、多治見陶磁器卸商業協同組合内に事務局を置く『多治見陶器まつり実行委員会』であるが、規約等も存在しないため、法人格を持たない任意の団体といえる。

当該事業は補助対象事業として問題はないが、当該委員会の代表者たる会長の氏名が、補助金の交付申請をした時点、実績報告書を提出した時点及び各種振込の状況を証明する関係資料の口座名義人においてそれぞれ異なっており、一連の書類の整合性がとれない状況となっている。

もっとも重要な要因は、所管課のみならず、財政担当及び会計担当を含む行政側のチェック体制が十分に機能していないことであるが、規約が整備されていないという当該団体の運営にも問題があるものと考ええる。

多治見市は、交付申請書類、実績報告等関係書類等のチェック体制の検証を行っていただくとともに、補助金交付先団体の管理運営を確認し、適切な指導をされることを要望する。

## (2) 体育協会選手育成強化事業補助金(環境文化部文化スポーツ課)

本補助金はスポーツ選手育成等に係るものであり、その趣旨に異論はないが、優秀な指導のもとで充実した選手育成が成されるためには、指導者の育成についても目を向ける必要がある。

担当職員も述べていたように、スポーツ好きとなる意思形成は人生の極めて早くから錬成されるようである。

従って、幼少期から優秀な指導者に巡り合える機会を持てるよう、補助金を含む何らかの方策についての検討に着手されたい。

## 7 補 足 意 見

要望事項は上記のとおりであるが、監査委員として以下のとおり意見を述べることにする。

### (1) 補助金に対する市側の認識

今回監査した補助金は、平成 28 年度のみではなく、毎年恒常的に交付されているものであった。そのためか、全体的に行政側のチェックにいわゆる“慣れ”が生じているのではないかと、この感想を得た。

それは交付申請書や関係書類が、所管課のみならず財政担当や会計担当等複数人の確認を経ているにもかかわらず、日付の記載もれや申請者情報の相違などの初歩的な記載誤りが散見されたこと、市が拠出した補助金から更に別団体への年間負担金という運営経費に支出されている事例があったことに現れていたものである。

毎年同じような事業だからと認識してチェックが形骸化するのではなく、公金からの支出ということに十分留意してチェックを尽くされたい。

### (2) 繰越金の存在

補助金を支出する相手団体は、法人格を伴わない任意団体であるケースも多い。それらの団体には規約や定款も定めていない場合があるが、そういった団体が補助金を原資として事業を遂行するにあたり何百万円もの繰越金を発生させる例は不自然ともいえる。若干の予備費的な留保資金はともかく、多額の繰越金を積み立てたり、節目年度に例年より多額の費用が発生するために留保するという考えが、いかにも理解しにくい。

この繰越金についての意義や必要性、団体の性格等を一度検証されたい。

### (3) 補助事業の公益性

補助事業の中には、イベント開催が主たる事業目的となっている事業も存在する。それらを否定するものではないが、なかにはイベントの趣旨との関連性に疑問のある行事が組み込まれている事例があった。

補助対象事業たるイベントについては、単に集客だけではなく、補助事業としての公益性が求められるものであることを十分理解されるよう主催団体を指導されたい。

以上